

やまきた

おしらせ版

令和4年6月1日発行 第757号

編集発行 山北町役場地域防災課

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301-4

☎0465-75-1122(代)

ホームページ <https://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

本号に掲載している内容については、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期や中止となる場合があります。最新情報については町ホームページからご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

やまきたブランド募集

町の地域資源を活用した商品をブランド認定し、多くの方に知っていただくため、次のとおりやまきたブランドを募集します。

募集期間 6月1日(水)～10日(金)

※認定審査会は、7月を予定しています。

募集品目 加工品、食料品、工芸品など

申請条件 町の地域資源を活用しているもの

申請方法 商工観光課で配付している申請書に必要事項を記入のうえ、お申込みください

※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。



問合せ申込み 商工観光課商工観光班 (☎75-3646)

やまきた駅前朝市 (毎月第1日曜日)

多数の出店を予定していますので、ぜひお越しください。お待ちしております。

日時 6月5日(日) ※小雨決行、荒天中止。
第1部 7:00～9:00

※新型コロナウイルス感染防止対策として、第1部のみ実施します。

場所 ふるさと交流センター周辺広場(山北駅前)

内容 野菜類、肉類、惣菜、パン、雑貨などを販売

イベント ガラガラ抽選会

問合せ やまきた駅前朝市実行委員会
石田 (☎090-3211-7616)

道の駅「山北」パート職員募集

道の駅「山北」では、パート職員を募集しています。明るく楽しい職場です。ご応募をお待ちしています。

業務内容 販売業務(レジ)、清掃業務

募集人数 若干名

勤務時間 ①8:15～17:00 ②8:15～13:00
③13:00～17:00

※勤務時間は要相談。

勤務日数 週2、3日程度

給与 道の駅「山北」管理規定による

※別途交通費支給(1.5km以上)。

応募期限 6月24日(金)まで

応募方法 履歴書を郵送又はご持参ください

提出先 〒258-0123 山北町湯触317道の駅「山北」

問合せ 道の駅「山北」
いけだ たかゆき
駅長 池田 隆之 (☎77-2882)

介護保険要介護認定調査員募集

町では、介護保険要介護認定調査員として従事していただける会計年度任用職員を募集します。

任用期間 採用日から令和5年3月31日(金)まで
(更新される場合があります)

職務内容 要介護認定調査及び要介護認定調査票の作成

勤務場所 役場本庁舎及び要介護認定申請者の居宅、入所施設など(町外の場合もあります)

勤務日時 平日8:30～17:15(半日を週2～3回程度でも構いません)

応募資格 介護支援専門員、看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパーのいずれかの資格を有する方(応募時に資格者証の写しを提出してください)

報酬 時給1,630円

交通費 町の規定に基づき別途支給

応募締切 6月17日(金)

※応募方法など、詳しくは保険健康課保険年金班にお問い合わせください。

問合せ 保険健康課保険年金班 (☎75-3642)

YKA健康ウォーキング参加者募集

日 6月21日(火) ※雨天中止。

内容 新展望台から洒水の滝を見よう

集合 9:00 健康福祉センター

費用 会員の方 無料 新規入会の方 1,000円(入会費)

※初めて参加される方は、山北健康歩く会(YKA)に入会する必要があります。

持ち物 昼食、飲み物、雨具、杖、健康保険証など ※マスクの着用をお願いします。

申込み期限 6月17日(金)まで

問合せ申込み 保険健康課健康づくり班 (☎75-0822)

敬老記念写真撮影のご案内

町では、長寿をお祝いして、次の方を対象に記念写真の無料撮影を行い、贈呈します。
令和4年9月15日時点で、1年以上町内にお住まいで対象となる方は、6月10日（金）までに福祉課へお申込みください。

撮影の対象となる方

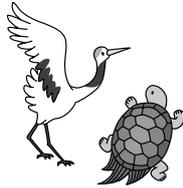
①ご長寿の方



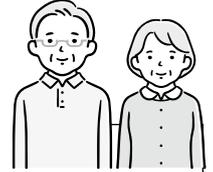
令和4年9月15日時点で80歳～88歳までの方
(昭和9年9月16日～昭和17年9月15日生まれの方)

【ご注意】

撮影は、1人につき1回のみです。
※来年度以降もご長寿の方に対する記念写真の撮影は行う予定ですが、今年度撮影された方は来年度以降、撮影できません。



②ご長寿夫婦



令和4年9月15日時点で
結婚50年、60年、70年を迎えられるご夫婦

次の期間に結婚されたご夫婦

【結婚50年】

昭和46年9月16日～昭和47年9月15日

【結婚60年】

昭和36年9月16日～昭和37年9月15日

【結婚70年】

昭和26年9月16日～昭和27年9月15日

※婚姻届による婚姻期間だけではなく、事実上夫妻として50年、60年、70年を迎えられる方も対象となります。

撮影日時 7月29日（金）又は7月30日（土）いずれも10：00～16：00

※申込み時に、撮影希望日時をお伺いします。申込み後、改めて撮影時間などのご案内を送付しますが、指定された日時が都合が悪い場合はご相談ください。

撮影場所 生涯学習センター1階 ロビー

問合せ申込み 福祉課福祉推進班（☎75-3644）

令和4年6月から児童手当制度が変わります

令和4年6月から児童手当制度の一部が変更となります。変更点は次のとおりです。

○現況届の提出が原則不要になります

現況届は、毎年6月1日時点で6月以降の児童手当受給要件（所得、生計、居住確認など）を満たしているか確認するものです。令和4年度からは、町が受給者の現況を住民基本台帳などで確認するため現況届の提出が不要になります。

また、次の事項に該当する受給者は、引き続き現況届の提出が必要となりますので、該当の方は町からお知らせします。

- ・配偶者と離婚協議中で児童と同居している場合
- ・山北町に住民票のない児童を養育している場合
- ・DVによる避難などで山北町に住民票を移していない場合

○特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

新たに特例給付に所得上限限度額が設けられたことにより、毎年6月1日の所得審査の時点で、受給者の所得が所得上限限度額を上回っている場合は1年間（6月分から翌年5月分）特例給付が支給されなくなります。

また、受給者の所得が所得上限限度額以上になると、受給資格が喪失され、新たに支給対象となった場合も翌年度以降資格登録申請が必要になります。

【特例給付所得上限限度額一覧】

扶養人数	所得上限限度額	収入の目安
0人	858万円	1,071万円
1人	896万円	1,124万円
2人	934万円	1,162万円
3人	972万円	1,200万円
4人	1,010万円	1,238万円
5人	1,048万円	1,276万円

問合せ 福祉課福祉推進班（☎75-3644）

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

新制度の導入に先立ち、インボイス制度の基本的な仕組みや、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続について説明会（事前予約制）を開催します。

日時	開催場所	定員
6月16日(木) 10:00~11:30	小田原税務署 3階 会議室	20名
6月21日(火) 16:00~16:30	小田原市民交流センター UMECO 会議室1・2	30名
6月24日(金) 15:40~16:10	小田原市民交流センター UMECO 会議室1	20名

※参加の際はマスクの着用をお願いします。

※来場には公共交通機関をご利用ください。

※インボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページの「インボイス特設サイト」をご覧ください。



問合せ 小田原税務署法人課税第1部門

申込み (☎35-4511)

土砂災害防止月間のお知らせ

毎年6月は土砂災害防止月間です。

町民の皆さんも、土砂災害から身を守るために日頃からの備えをお願いします。

【土砂災害に備えて】

- ・ 自宅周辺の警戒区域を確認しましょう。
- ・ 避難所や避難路、危険箇所を確認しましょう。
- ・ 非常持出品を準備しておきましょう。

※山北町土砂災害・洪水ハザードマップを参考にしてください。ハザードマップは町ホームページからもご覧いただけます。

【警戒情報などに注意】

- ・ 大雨などの気象情報は、注意報<警報<特別警報の順に危険度が高まります。
- ・ 土砂災害警戒情報は危険度が高まった際に発表されるものです。土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難しましょう。
- ・ 町から発令される避難情報に注意しましょう。

問合せ 避難指示など避難情報に関すること
地域防災課防災安全班 (☎75-3643)
土砂災害警戒区域に関すること
都市整備課管理計画班 (☎75-3647)

ウクライナ人道危機救援金のお礼

2月24日以降ウクライナ各地で激化した戦闘により、不安と緊張の中で生活している方に対し、町民の皆さんからいただいた義援金が187,006円に達しました。

皆さんのあたたかいご協力に深く感謝します。

なお、この義援金は、日本赤十字社神奈川県支部を通じて被災地に送金させていただきます。

問合せ 福祉課福祉推進班 (☎75-3644)

山北町乳幼児家庭教育学級のご案内

町では、家庭教育の重要性や親子のあり方などについて改めて学習する機会を提供するとともに親子や親同士のふれあいの時間を提供することを目的として、「乳幼児家庭教育学級」を開催します。

日時 6月8日(水)

9:30~11:00(受付9:00~)

場所 生涯学習センター 多目的ホール

対象 ・ 町立幼稚園、保育園、こども園の3歳~5歳児及びその保護者

・ 町内在住の3歳~5歳児及びその保護者

内容 「親子で楽しむ音楽会」

講師 音楽サークル はびねす

※申込みは不要です。直接会場へお越しください。

問合せ 生涯学習課生涯学習スポーツ班
(☎75-3649)

教育委員会とフリースクールなどによる不登校相談会

学校とフリースクールなどとの連携推進事業の一環として、教育委員会とフリースクールなどが連携・協働し、不登校で悩む児童・生徒や保護者などを対象に相談会を行い、一人ひとりの社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行います。

日時 6月11日(土) 13:00~16:00
(受付 12:30~15:45)

内容 ・ 不登校経験者や保護者による座談会
・ フリースクールなどの活動紹介
・ 個別相談会 など

場所 神奈川県立青少年センター 研修室1ほか
(横浜市西区紅葉ヶ丘9-1)

※参加費無料、事前申込みは不要です。

※当日、筆談での対応などの配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

問合せ 神奈川県教育委員会教育局支援部
子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ
(☎045-210-8292 FAX 045-210-8937)

「健康福祉センター」から

保険健康課健康づくり班
(☎75-0822)

3か月児健康診査 ※個別健康診査

日 時	平日12:00~12:45 (水曜日を除く)
場 所	樹こどもクリニック (開成町吉田島4320-2)
対 象	生後3か月~4か月の乳児
持 ち 物	母子健康手帳、問診票、子育てアンケート ※問診票、子育てアンケートは個別に郵送します。

6月のお誕生日前健康診査 ※個別健康診査

日 時	医療機関にお問い合わせください
場 所	足柄上地域、小田原市の医療機関など
対 象	生後10か月~11か月の乳児 ※満1歳の誕生日前日まで。
持 ち 物	母子健康手帳、お誕生日前健診票 ※お誕生日前健診票は個別に郵送します。

小田原市消防本部主催 普通救命講習のお知らせ

成人の心肺蘇生法とAED(自動体外式除細動器)の取扱いについて学びます。

日 時 7月9日(土) 9:30~12:30
場 所 生涯学習センター 第1・2・3会議室
対 象 中学生以上の方(先着10名)
※足柄上郡5町、南足柄市又は小田原市に在住、
在勤又は在学の方優先となります。
申込み期間 6月10日(金)~24日(金)
9:00~17:00(土・日曜日を除く)
申込み方法 電話予約後、申請書を最寄りの消防署
へ直接提出してください
問合せ申込み 小田原市消防本部救急課(☎49-4441)

「子育て支援センター」から

主に未就学児のお子さんがいる子育て世代を対象に、子育てアドバイザーが子育ての相談を受けたり、親子で交流できるフリースペースを提供しています。

●あかちゃんひろば
日 時 6月8日(水) 13:00~15:00
対 象 満1歳未満のお子さんと保護者
(兄弟・姉妹も参加できます)
※町内在住の方のみ参加できます。
※予約不要・無料です。

●おたんじょうび撮影会
日 時 6月20日(月) 10:00~11:30
※毎月第3月曜日
(ただし、7月、8月、9月は第2月曜日)
※予約不要・無料です。
問合せ 山北町子育て支援センター
(健康福祉センター2階)(☎75-0818)
※詳しくはホームページに掲載しています。「山北町子育て支援センター」で検索してください。

定例健康相談日

自分自身やご家族の方々の健康について、お気軽にご相談ください。

実施日	時 間	場 所
6月8日 (水)	9:30、10:15、11:00 ※時間予約制。	健康福祉センター 1階 内科診察室

対 象 町内にお住まいの方
内 容 ・自分や家族の健康について
・生活習慣病の予防改善について
費 用 無料
問合せ申込み 保険健康課健康づくり班(☎75-0822)

人権行政相談

日 時 6月20日(月) 13:00~15:00
場 所 役場4階 403会議室
※受付は402会議室(403会議室隣)です。
相談内容 プライバシーの侵害、児童虐待(暴力・養育放棄・いじめなど)の問題や、行政に対する苦情や要望など
※行政に対するお困りごとは、電話でも受付しています。「行政苦情110番」へご連絡ください。
連絡先 総務省行政苦情110番
(☎0570-090110)
問 合 せ 企画総務課総務班(☎75-3651)
福祉課福祉推進班(☎75-3644)

今月の納期限

- 10日
上下水道使用料(A地区第2期分)
- 30日
町県民税(第1期分)
認定こども園・保育園保育料(6月分)
幼稚園延長保育料(5月分)
放課後児童クラブ負担金(6月分)
下水道受益者負担金(一括納付又は第1期分)
町設置型浄化槽負担金(一括納付又は第1期分)
町営住宅使用料(6月分)